

最高裁判所(第三小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号、平成●●年(〇〇)第●●号 消費税更正処分取消等請求上告及び上告受理事件

国側当事者・国

平成22年10月12日棄却・不受理・確定

(第一審・名古屋地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成20年10月30日判決、本資料258号-205・順号11063)

(控訴審・名古屋高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成21年10月22日判決、本資料259号-184・順号11297)

決 定

上告人兼申立人	A株式会社
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	水野 武夫ほか
被上告人兼相手方	国
同代表者法務大臣	柳田 稔
同指定代理人	宇津木 克美

裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。

平成22年10月12日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	田原 睦夫
裁判官	那須 弘平
裁判官	近藤 崇晴
裁判官	岡部 喜代子
裁判官	大谷 剛彦

(別紙)

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。